

# 札幌市立あいの里東小学校 いじめ防止基本方針

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるのを含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## I. あいの里東小学校のいじめ対策に対する基本姿勢

いじめ防止対策推進法第4条で「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されている。

そこで、本校では、「いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である」という認識を全教職員で共有することを徹底する。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立つことを重要視する。

上記の2点を踏まえ、学校の内外を問わずいじめを撲滅し、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、「いじめ防止基本対策」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

## II. いじめ対策委員会の設置

### 1. 目的

いじめ対策に対する基本姿勢に基づき、学校の内外を問わずいじめを撲滅し、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、「いじめ防止基本対策」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことを目的とする。

### 2. 委員会構成

教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任およびスクールカウンセラー・特別支援巡回相談員および学校評議員等校長の判断に応じた専門家により本委員会は構成される。

### 3. いじめを未然に防止するための4つの方針

- ◆ いじめを許さない雰囲気を作ります。
- ◆ あたたかい人間関係を築きます。
- ◆ 早期発見と早期解決に全力で取り組みます。
- ◆ 保護者、地域の方々、関係機関との密接な連携に努めます。

#### 4. 取組の具体

##### ◆ いじめを未然防止するために

- ◇ 児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような授業や学級指導を通して、その成果を学級づくりへとつなげていく。
- ◇ 達成感や成就感を感じられるような授業を行う。
- ◇ 道徳の授業や学級指導を通して、思いやりの心や命を大切にすることを育てる。
- ◇ 教師が普段から「いじめは許さない」という姿勢を児童に示す。
- ◇ 積極的にスクールカウンセラーや巡回指導員など専門家の意見を聞き、それを授業づくりや学級づくりへと生かしていく。

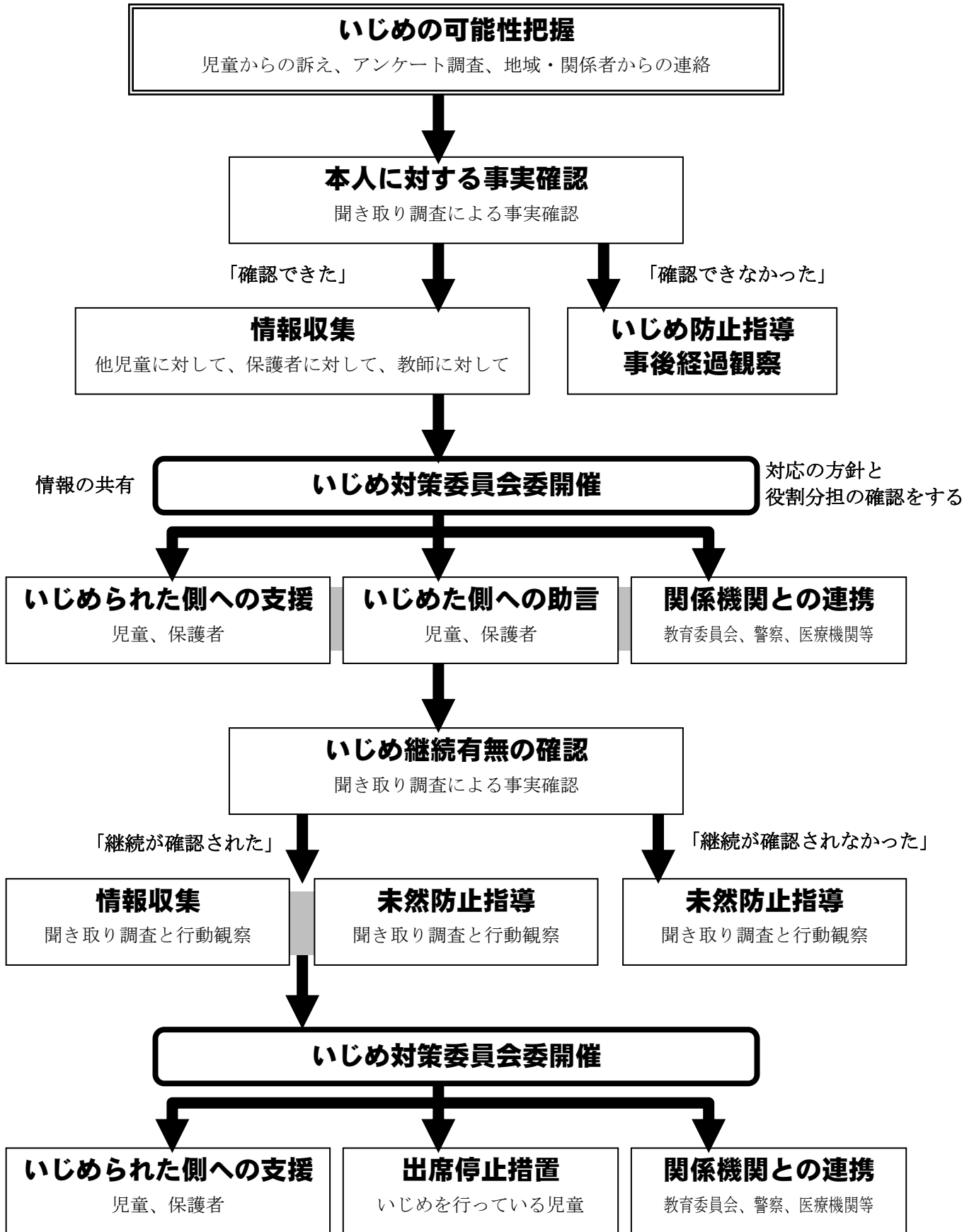
##### ◆ いじめを早期発見するために

- ◇ 児童対象「いじめに関するアンケート」を年間2回（前期と後期に1回ずつ）活用し、児童の友達関係や学校生活の悩みの把握に努める。
- ◇ 児童の観察に励み、様子に変化が感じられる児童には声掛けを行い、安心感をもたせる。
  - ・ 毎日の健康観察を活用する…児童一人一人の表情や声の大きさの確認をする。
  - ・ ノートや日記などから子どもの様子を多面的に理解する。
- ◇ いじめを見たら、先生や友達に知らせたり、注意してやめさせたりすることの大切さを普段から指導する。
  - ・ 小さな悪ふざけや嫌がらせであっても、しっかりと指導する。
  - ・ 意地悪な行為を発見したら、その場にいる職員が、それはいじめにつながる行為であることを伝える。
- ◇ 全校朝会、学年朝会などの話の中に「いじめは絶対に許さない」という内容を入れ、学校としての考えを伝える。
- ◇ 保護者に対して、いじめのサインを見逃さないよう留意することを呼びかけ、もしサインを見つけた時には、すぐに学校に相談する事も伝える。
- ◇ 担任以外の養護教諭、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。

##### ◆ いじめに早期対応するために

- ◇ いじめにつながる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、その行為がいじめにつながることを理解するための指導を行う。悪ふざけや嫌がらせであっても、しっかりと指導する。
- ◇ いじめの事実やいじめの兆候を見つけた場合は、いじめを受けた児童、保護者、並びにいじめを行った児童と保護者へ連絡をする。
- ◇ 当該学年主任および担任は、追跡調査と事情聴取を行い、それによって明らかになった事実関係を当該児童・保護者に報告する。
- ◇ いじめ防止対策委員会等、組織的な体制のもとにおいて、いじめの事実の有無の確認を行う。また、今後の対応についても併せて協議する。
- ◇ いじめ防止対策委員会は、調査によって明らかになった事実および対応策を全職員に報告し、協力要請を仰ぐ。

### III. いじめ対策フローチャート



【その他の留意点】※学校基本方針の定期的な点検・評価を行う。

※役割分担の確認を行う。